

真相究明の
基本資料！

補卷 1～19

A4判・B5判／上製／総六、九七二ページ

● 摂定価一本体四四万一、〇〇〇円十税

● 編・解説——藤野 豊（日本近現代史研究者）ほか

近現代日本

〔編集復刻版〕

ハンセン病問題

資料集成

1～19
補卷

不^一出版

なぜ患者は隔離を強制されたのか――

そして戦後の民主主義憲法下においても

貫して隔離は強行され続けたのか――

ハンセン病をめぐる国家、医療者、宗教者、そして
患者自身の言説をたどる貴重資料の集成！

近現代日本
ハンセン病問題
資料集成
1～19
補卷

隔離と排除の歴史を振り返る

藤野 豊（日本近現代史研究者）

私が、ハンセン病問題の歴史的研究に着手したのは、

一九八八年九月、ちょうど昭和天皇裕仁が病に倒れたその時であった。それまで、私がハンセン病患者への隔離政策を知らなかつたわけではない。しかし、もはや隔離は形骸化したと考え、あとは療養所の医療や福祉を充実させればよいと楽観していた。いや、そう樂觀することにより、私はあえて隔離政策の現実を直視しようとしたのかつたのである。直視しようとしたのはなぜか。

それは、私自身が隔離のもとで形成された偏見に囚われていたからである。

政策を知らなかつたわけではない。しかし、もはや隔離は自らのそれまでの樂觀論を恥じ、同時に自らへの怒りを禁じ得なかつた。自らへの怒りが、それ以後の資料調査の原動力となつたと言つても過言ではない。

こうして集めてきた資料を、「近現代日本ハンセン病問題資料集成」（戦前編・戦後編）として不二出版から刊行した。しかし、刊行後、新たに発見された資料をどうするか。それが悩みであつたが、今回、不二出版の英断により、こうした資料を補巻として刊行できることとなり、大きな喜びを感じている。

戦前は「民族浄化」の名のもとに、戦後は「公共の福祉」の名のもとに、ハンセン病患者・回復者、そしてその家族の人権を奪い、人生を奪い、生命すら奪つてきた日本国家、そのもとで隔離政策を唯々諾々と推進した都道府県・市町村、さらに患者をいたわるかのごとき態度で隔離政策を支えてきた皇室や懲予防協会、藤楓協会など種々の「救癒団体」、そして隔離政策のもとでの偏見に囚われ、

重大な人権侵害を長らく直視してこなかつた私たち——私は、本資料集成をとおして、そつしたこの国の隔離と排除の体制を振り返る。

新発見の重要な資料を復刻

——補巻刊行にあたつて

近現代日本ハンセン病闇年表

一八七三年・A・ハンセン、癪菌を発見

一八七五年・漢方医・後藤昌文、初のハンセン病専門病院を開設

一八八九年・宣教師テスト・ウイード、静岡に神山復生病院開院

一八九七年・第一回ハンセン病国際会議。感染症であると確認

一九〇六年・全生病院（東京）で断種手術開始

一九一六年・予防法改定。療養所長に人所者への懲戒検束権

一九三〇年・岡山に初の国立療養所・長島愛生園開園

一九三一年・予防法改定。全患者が絶対隔離の対象に

一九三六年・無懲罰運動の本格化

・長島事件。入所者が強制労働拒否、自治会結成要求

セン病患者・回復者に対する過酷な隔離政策の真相を究明するための資料を提供してきた。

今回、補巻として小社が編集復刻する資料は、「戦前編」「戦後編」刊行後に新たに発見された資料を、テーマ別に編集したものである。

人権問題を考えるすべての人に呈するものである。

……不二出版

第一回日本癪学会で小笠原登の隔離不必要説が、

人権問題を考へるすべての人に呈するものである。

……不二出版

・第一回日本癪学会で小笠原登の隔離不必要説が、

絶対隔離派の光田健輔らにより政治的に抹殺

一九四三年・「らい予防法」改定

一九四五六年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九六八年・邑久長島大橋架設

一九九六年・らい予防法廃止

一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・全国の患者の自治組織「全癪患協」設立

・三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九六八年・邑久長島大橋架設

一九九六年・らい予防法廃止

一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・全国の患者の自治組織「全癪患協」設立

・三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九六八年・邑久長島大橋架設

一九九六年・らい予防法廃止

一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・全国の患者の自治組織「全癪患協」設立

・三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九六八年・邑久長島大橋架設

一九九六年・らい予防法廃止

一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・全国の患者の自治組織「全癪患協」設立

・三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九六八年・邑久長島大橋架設

一九九六年・らい予防法廃止

一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・全国の患者の自治組織「全癪患協」設立

・三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九六八年・邑久長島大橋架設

一九九六年・らい予防法廃止

一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・全国の患者の自治組織「全癪患協」設立

・三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九六八年・邑久長島大橋架設

一九九六年・らい予防法廃止

一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・全国の患者の自治組織「全癪患協」設立

・三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九六八年・邑久長島大橋架設

一九九六年・らい予防法廃止

一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・全国の患者の自治組織「全癪患協」設立

・三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

一九五三年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九六八年・邑久長島大橋架設

一九九六年・らい予防法廃止

一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

・藤本事件

一九五一年・「救らい事業」団体藤楓協会設立

[補卷1・2]

●補巻1・2は、大阪の外島保養院の年報一九〇九年～二五年分を収録した。本院は、神崎川の中州という最悪の立地条件で建設されたため、一九三四年に室戸台風によって瓦解し多くの人命とともに流された。その後、外島保養院を引き継いで岡山に現在の呂久光明園が建設された。年報に加え、外島保養院関係の諸資料も収録。

明治四十二年統計年表 第三区府県立外島保養院／一九〇九

大正十四年年表 第三区府県立外島保養院／一九二六年

嘆願書 於長島愛生園外島青年団／一九三五年

第三区府県連合外島保養院復興嘆願書

遭難物故者一周忌慰靈祭報告 第三区府県立外島保養院／一九三五年

第三区府県連合外島保養院復興嘆願書

第三区府県立外島保養院／一九二六年

[補卷4]

●本卷には、瀬戸内海に浮かぶ島・大島の療養所(現在の大島青松園)の自治会日誌を収録した。外島保養院の自治会活動の影響もあって、大島はある事件から自治会を作ったが、その中でもたつたひとつ、自治会設立当初から現在に至るまでの言説をたどるのは、戦前期の諸資料においてはとくに困難であるが、この日誌からは、入所者の目から見た療養所の現状が鮮やかに浮かび上がる。稀覯資料中の稀覯資料といえよう。日誌のすべてを収録することはかなわなかったが、自治会結成当初の一九三一年、孤島で患者と施設側が鋭く対立し続けることを見た。患者自身の手による「日誌」が完璧に保存されている。患者自身の言説をたどるのは、戦前期の諸資料においてはとくに困難であるが、この日誌からは、入所者の目から見た療養所の現状が鮮やかに浮かび上がる。稀覨資料中の稀覨資料といえよう。日誌のすべてを収録する。

大島青松園自治会日誌 自昭和六年一月十六日至昭和六年三月八日

大島青松園自治会ノ記録帖 No.25 自昭和十五年十月十四日至昭和十五年十二月二十日

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.44 大島青松園自治会／一九四〇年一二月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年一月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年二月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年三月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年四月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年五月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年六月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年七月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年八月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年九月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年十月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年十一月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年十二月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島青松園自治会／一九三一年一月

大島療養所患者自治会ノ記録帖 No.25 大島

【補卷 8】

●本巻は、「近現代日本ハンセン病問題資料集成」戦前編刊行後に発見された、官公立療養所の療養所長会議資料、療養所状況、統計資料を収録。

療養所長会議書類 大正四年四月／一九二五・四
道府県立療養所状況 昭和二年一月 内務省衛生局／一九二七・一

療養所長会議関係書類 昭和二年九月二十、二十一日／一九二七・一
連合道府県立療養所状況 昭和四年一月 内務省衛生局／一九二八・一〇

療養所長会議統計 大正十四年十一月十六日調査 内務省衛生局／一九二八・一

療養所長会議書類 昭和三年十月十一、十二、十三日／一九二九・一

療養所長会議 昭和四年十一月廿一日、廿二日／一九二九・一
日本に於ける療養者の徹底的救済及び療養の撲滅に関する具体案 昭和四年十一月開催療養所長会議提出 説明資料 村田正太／一九二九・一

大島青松園でのデモ行進 (1953年6月20日)

【補卷 11】

●隔離された島から、「療防法」改正問題に目覚め、運動を推進してゆく入園者たちの動向を活写する大島青松園(香川県)自治会日誌。戦後直後の療養所の様子を示す日誌の抄録及び一九五三年「療防法」改正問題で描れ動く時期の日誌を収録。同じく一九五二年末からの松丘保養園(青森県)の自治会日誌と全国国立療養所患者協議会の日誌を収録。

常務委員会日誌 自昭和二三年八月二九日至昭和二四年一月二二日
〔大島青松園協和会〕／一九四八・八・二九／一九四九・一・二二

予防法改正庶務録 昭和二十七年十二月以降〔松丘保養園〕執行委員会／一九五二・一二・一〇／一九五三・七・三一

療養所二収容セサル療患者二閑スル件 内務省衛生局／一九一六・五

療患者取締二閑スル件 京都府警察部長／一九四四・一

患者相談票 愛生相談所(四国支所)

【補卷 12】

●本巻は、「近現代日本ハンセン病問題資料集成」戦前編刊行後に新たに発見された、戦前におけるハンセン病政策に関する資料群を収録。栗生栄泉園(群馬県草津)入園者への乗車拒否をした草軒鉄道患者「輸送」事件、入園者同士の恋愛関係まで管理した「患者性行調査」など患者取締と管理の様相を浮かび上がる諸資料を収録。

常務委員会日誌 自昭和二三年八月二九日至昭和二四年一月二二日
〔大島青松園協和会〕／一九四八・八・二九／一九四九・一・二二

予防法改正庶務録 昭和二十七年十二月以降〔松丘保養園〕執行委員会／一九五二・一二・一〇／一九五三・七・三一

療養所二収容セサル療患者二閑スル件 内務省衛生局／一九一六・五

療患者取締二閑スル件 京都府警察部長／一九四四・一

患者相談票 愛生相談所(四国支所)

【補卷 13】

●本資料集成「戦後編」刊行後に発見された諸資料のうち、「療防法」改正をめぐる資料(一)一九五三年末)を収録。改正について、全療養協に結集する全国の療養所の入所者自治会は、どのように抵抗したのか。また、国家はそれをどう抑え込み法改正を強行したのか。各自治会や全療養協本部に集中した膨大な情報を収録する。

請願書 国立療養所長島愛生園入園者代表／一九四八・一〇

療防法改正に関する質問の件(全国国立療養所患者協議会)／一九五〇・九

療刑務所設置に関する法務府矯正保護局本田総務課長來園顛末／(一九五〇・一〇)

らい予防法案に対する意見 多磨支部／一九五三・四

療刑務所の出来るまで(九州矯正)昭和二十八年五月第八卷第五号別冊)宮崎松記／一九五三・五

当面緊急の運動についての回答 星塚支部長／一九五三・五

菊池支部の総蹶起大会について 東北新生園支部長／一九五三・五

駿河支部改正運動情報 全患協駿河支部長／一九五三・六

栗生支部ニュース第五輯 委員会／(一九五三・六)

栗生園の総けつ大会(十二)に関する各新聞記事写し 栗生支部委員会／一九五三・六

社会の皆様に訴える らい予防法改正促進委員会東北新生園支部委員長／一九五三・六

抗議文 全療患協長島支部療防法改正総蹶起大会代表／一九五三・六

全作業放棄情況報告(二)(三)駿河支部報第三六号)第三十八号別冊)宮崎松記／一九五三・七

作業拒否通告書 らい予防法改正促進委員会多磨支部代表・多磨全生園入園者代表／一九五三・七

らい予防法改正促進ニュースNo.12 多磨支部委員会／一九五三・七

【補卷 10】

●隔離政策のもと、療養所の子どもたち、あるいは親が強制収容された子どもたちの教育の権利を、入園者はどう守ったか。行政や教育者はどう対応したか。唯一のハンセン病患者のための高等教育機関であり、社会復帰の希望であった岡山県立邑久高等学校新良田教室(一九五五・八七年)の資料を中心に、各療養所での教育をめぐる資料類を収録。

愛生園の窮状／一九三一・九
療病根絶の全国的運動 療防協会／(一九三一)
患者相談所開所方ノ件 療防協会理事長／一九三一・一

牢獄か樂園か—国立療養所愛生園とはどんな所か 田中哲生／(一九三二)

療病者相談所及保育所收容ニ閑スル件 [兵庫県]衛生課長／(一九三二)

衛生ニ閑スル参考書類 [沖縄県]／一九三三・四

療病者受刑者収容ノ専用刑務所設置ニ閑スル建議案 村田正太／(一九三三・四)

療病者輸送ニ閑スル件 厚生省予防局長／(一九四二・五)

東北地方ニ國立療養所設置ニ閑スル建議案 安会／(一九三六・八)

療病者受刑者収容ノ専用刑務所設置ニ閑スル建議案 村田正太／(一九三六・五)

療病者輸送ニ閑スル件 厚生省予防局長／(一九四二・五)

東北地方ニ國立療養所設置ニ閑スル建議案 安会／(一九三六・八)

療病者輸送ニ閑スル件 厚生省予防局長／(一九四二・五)

</div

[補卷 14]

●一九五〇年五月の熊本判決後、各地で「無らい県運動」の実態を検証する動きが起つた。偏見を露骨に示す投書や強制収容に邁進する行政の様子を描き出す戦後の自治体の公文書類及び厚生省資料を収録（一九五三年）。

優生手術実施報告書 [邑久光明園] 医師／一九四九・一

療養所入所患者に対する懲戒法に基づく懲戒検束の執行について [長島愛生園] 医務局長・公衆衛生局長／一九五〇・二

懲患者の選挙権行使について 厚生省医務局国立療養所課長／一九五〇・四

死体解剖届出書 国立療養所邑久光明園医師／一九五〇・八

ライ患者死亡二付報告 岐阜県加茂郡○村々長／一九五二・二

患者内縁について [邑久光明園]／一九五二・三

韓国懲に関する調査 長島愛生園／一九五〇・九

入所患者の外出外泊の承認について [厚生省] 医務局長／一九五一・五

死体解剖届出書 国立療養所邑久光明園医師／一九五〇・八

ライ患者死亡二付報告 岐阜県加茂郡○村々長／一九五二・二

患者内縁について [邑久光明園]／一九五二・三

密入国懲の取り扱いについて 厚生省公衆衛生局長・入国管理庁実施部長／一九五二・六

昭和二十七年度らい予防事業について 厚生省公衆衛生局長／一九五二・四

人所懲患者の外出外泊等の承認について [秘] [厚生省] 医務局長・公衆衛生局長／一九五二・六



- 【補卷 16～19】
- 懲患者の胎児に於ける懲菌の検索 [レプラ] 第8巻第1号・第9回 日本国懲学会演説 宗内敏男／一九三七・一
 - 懲患者の断種手術に就いて [レプラ] 第10巻第6号 藤田敬吉／一九三九・一
 - 懲の胎内感染に就ての実験的研究 [レプラ] 第13巻第2号 第15回日本懲学会学術講演抄録／一九四一・三
 - 日本MTL『楓の蔭』 第1号～第二六四号／一九一六・三～一九五三・五
 - 看護婦事業は神聖 キリスト精神から 賀川豊彦／一九五三・三

ハンセン病患者の救済・布教活動を目的として出発した日本MTLは、患者とその家族を支援するキリスト教団体であると同時に国の強制隔離政策を後押しし、皇室の恩賜策と協調して啓発活動をおこなつた。一方、朝鮮・台湾の植民地や統治領だけでなく、中国・フィリピンなどアジア各地やハワイのハンセン病に関する情報にも富み、多くの貴重な報告が掲載されている。

一九二六年の創刊から一九五三年までを復刻！



入園者と厚生省医務局長・官房総務課長との交渉が行われた礼拝堂。会場に入りきれず、外から交渉を見守る入園者。(多磨全生園・1953年6月)

[補卷 15]

●補卷14に続き、一九五四年以降の行政の隔離政策の実態を示す資料を収録。

また、入園者としてその家族にまで強要された不妊手術・人工妊娠中絶が何のためだったのか、検証する諸資料を集め成。

らい患者の療養所入所に関する勧誘について [秘] [奈良県衛生部] 予防課事務員／一九五四・一

らい患者についての投書並に警察署長よりの移牒送付について 大阪府保健所長／一九五四・三

懲患者送致について [照会] 奈良県衛生部長／一九五四・四

逃走らい患者の送致について 復命 [秘] [奈良県衛生部] 技師・嘱託／一九五四・七

らい患者等の外国人登録の取扱いについて [秘] [奈良県] 総務部保健所長／一九五四・八

らい患者等の外国人登録の取扱いについて [秘] [奈良県] 総務部長／一九五四・一〇

ピートパンクものがたりについて [神奈川県衛生部] 長／一九五四・一六

ピートパンクものがたりについて [神奈川県衛生部] 長／一九五四・一六

妊娠及ビ産褥ト懲病トノ関係 [皮膚科及泌尿器科雑誌] 第4巻第6号 光田健輔／一九〇四・一二

懲病患者に対する処置に就て [国家医学雑誌] 第27号 光田健輔／一九〇六・三

先天性潜伏懲ニ就テ [細胞学雑誌] 第193号 述中条實俊／一九二一・一

懲細胞ニ就テ [皮膚科及泌尿器科雑誌] 第13巻第6号・第14巻第1号 述中井竹吉／一九一五・九

懲病患者に行へる輸精管切開例に就いて [レプラ] 第2巻第2号・第4回懲学会記事抄録 野島泰治／一九三一・六

「ワゼクトミー」二十周年 [愛生] 第6巻第4号 光田健輔／一九三六・四

懲患者に施せる輸精管切開術に就いて [レプラ] 第7巻第4号 横原五百枝／一九三六・七

妊娠の胎内伝染ト直接遺伝二閏スル所觀 [中外医事新報] 第85号 述中井竹吉／一九一五・九

懲細胞ニ就テ [皮膚科及泌尿器科雑誌] 第13巻第6号・第14巻第1号 述中井竹吉／一九一五・九

懲病患者に対する処置に就て [国家医学雑誌] 第27号 光田健輔／一九〇六・三

先天性潜伏懲ニ就テ [細胞学雑誌] 第193号 述中条實俊／一九二一・一

懲細胞ニ就テ [皮膚科及泌尿器科雑誌] 第13巻第6号・第14巻第1号 述中井竹吉／一九一五・九

懲病患者に行へる輸精管切開例に就いて [レプラ] 第2巻第2号・第4回懲学会記事抄録 野島泰治／一九三一・六

「ワゼクトミー」二十周年 [愛生] 第6巻第4号 光田健輔／一九三六・四

懲患者に施せる輸精管切開術に就いて [レプラ] 第7巻第4号 横原五百枝／一九三六・七

妊娠の胎内伝染ト直接遺伝二閏スル所觀 [中外医事新報] 第85号 述中井竹吉／一九一五・九

懲細胞ニ就テ [皮膚科及泌尿器科雑誌] 第13巻第6号・第14巻第1号 述中井竹吉／一九一五・九

懲病患者に対する処置に就て [国家医学雑誌] 第27号 光田健輔／一九〇六・三

先天性潜伏懲ニ就テ [細胞学雑誌] 第193号 述中条實俊／一九二一・一

懲細胞ニ就テ [皮膚科及泌尿器科雑誌] 第13巻第6号・第14巻第1号 述中井竹吉／一九一五・九

懲病患者に行へる輸精管切開例に就いて [レプラ] 第2巻第2号・第4回懲学会記事抄録 野島泰治／一九三一・六

「ワゼクトミー」二十周年 [愛生] 第6巻第4号 光田健輔／一九三六・四

懲患者に施せる輸精管切開術に就いて [レプラ] 第7巻第4号 横原五百枝／一九三六・七

妊娠の胎内伝染ト直接遺伝二閏スル所觀 [中外医事新報] 第85号 述中井竹吉／一九一五・九

懲細胞ニ就テ [皮膚科及泌尿器科雑誌] 第13巻第6号・第14巻第1号 述中井竹吉／一九一五・九

懲病患者に対する処置に就て [国家医学雑誌] 第27号 光田健輔／一九〇六・三

先天性潜伏懲ニ就テ [細胞学雑誌] 第193号 述中条實俊／一九二一・一

懲細胞ニ就テ [皮膚科及泌尿器科雑誌] 第13巻第6号・第14巻第1号 述中井竹吉／一九一五・九

懲病患者に行へる輸精管切開例に就いて [レプラ] 第2巻第2号・第4回懲学会記事抄録 野島泰治／一九三一・六

「ワゼクトミー」二十周年 [愛生] 第6巻第4号 光田健輔／一九三六・四

懲患者に施せる輸精管切開術に就いて [レプラ] 第7巻第4号 横原五百枝／一九三六・七

妊娠の胎内伝染ト直接遺伝二閏スル所觀 [中外医事新報] 第85号 述中井竹吉／一九一五・九

懲細胞ニ就テ [皮膚科及泌尿器科雑誌] 第13巻第6号・第14巻第1号 述中井竹吉／一九一五・九

懲病患者に行へる輸精管切開例に就いて [レプラ] 第2巻第2号・第4回懲学会記事抄録 野島泰治／一九三一・六

「ワゼクトミー」二十周年 [愛生] 第6巻第4号 光田健輔／一九三六・四

ハンセン病問題
資料集成

補卷
1~19

既刊分概要

A4判・B5判／上製

- 編・解説：藤野 豊（日本近現代史研究者）——補卷1~5・8・9・12~15
- 訓覇 浩（貞宗大谷派解放運動推進本部委員）——補卷6
- 清水 寛（障害者問題史研究者）——補卷7
- 平田勝政（障害者問題史研究者）——補卷7・16
- 江連恭弘（法政大学第一中高等学校教諭）——補卷10
- 大竹 章（全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局嘱託）——補卷11

● 第三回配本＝1905年1月刊行済

補卷6 私立療養所

補卷7 台湾におけるハンセン病政策

補卷8 療養所長会議関係書類

補卷9 隔離政策の強化

● 摂定価＝本体100,000円+税 ISBN4-8350-5569-1

● 第四回配本＝1906年1月刊行済

補卷10 ハンセン病と教育

補卷11 らい予防法闘争期の自治会日誌

補卷12 「癩予防法」改正問題Ⅲ

● 摂定価＝本体75,000円+税 ISBN4-8350-5574-8

● 第五回配本＝1907年5月刊行済

補卷13 生活改善・反差別運動II／戦前期委任

統治領「南洋群島」のハンセン病政策

補卷14 戦後無らい県運動II

補卷15 戦後無らい県運動III／生殖管理政策

別冊 解説・総目次（補卷1~15）

● 摂定価＝本体75,000円+税 ISBN978-4-8350-5578-7

● 第二回配本＝1904年9月刊行済
補卷1~2 外島保養院年報

● 摂定価＝本体26,000円+税 ISBN4-8350-5420-2

● 第六回配本＝1909年5月刊行済

補卷16~19 「日本MTL」「楓の蔭」第一号~第二四号

● 摂定価＝本体75,000円+税 ISBN978-4-8350-5687-6

不二出版（株）

〒113-0023 東京都文京区向丘1・2・12

電話（03）3812・4433

ファクシミリ（03）3812・4464

振替 00160・2・94084

表示価格は、全て税別。

真相究明の
基本資料！

補卷 16～19

B5判／上製／総約二、六八八ページ

● 摂定価一本体八〇、〇〇〇円＋税

●解説－平田勝政（長崎大学教授）

日本MTL（日本救癒協会）機関誌

日本MTL

〔復刻版〕

近現代日本

〔編集復刻版〕

ハンセン病問題

資料集成

16～19
〔補巻〕

一方、朝鮮・台湾の植民地や統治領だけでなく、

中国・フィリピンなどアジア各地やハワイのハンセン病に
関する情報にも富み、多くの貴重な報告が掲載されている。

一九一六年の創刊から一九五三年までを復刻！

追加配本！

不二出版

近現代日本
ハンセン病問題
資料集成
16～19
〔補巻〕

刊行にあたつて

本書は、日本MTL機関誌「日本MTL」及び後継誌「楓の蔭」の創刊から二六四号までの復刻版である。MTL（MISSION TO LEPERS ハンセン病者への伝道あるいは使命の意）はもともと一八七四年アイルランド人がイングで始めた福音協会で、活動地域は中国・フィリピン・日本に及んだ。MTLの援助の呼びかけにハンナ・リデルやケイト・ヤングが応じて19世紀末、日本でハンセン病施設・回春病院（熊本、好善社（東京）が設立された。

日本人では日本基督教の賀川豊彦らが結成した「イエスの友会」と東京Y.M.C.A会員とが全生病院長光田健輔を訪問したことをきっかけに、一九二五年六月、キリスト教徒による「救癩団体」として日本MTLが発足した。

本誌の創刊は翌年三月。途中月刊となり、一九四一年に団体名を「楓十字会」としたのに伴い、誌名を「楓の蔭」に改題した（楓は昭憲皇太后的紋章）。戦後は一九六九年にJ.L.M（社団法人日本キリスト教救癩協会）と改称し、海外のハンセン病対策に協力している。

本誌では、日本MTLが二大目標「患者の慰安と絶対隔離事業の完成」を標榜しながら、自由療養区域の設定なども推進しており、キリスト者としてハンセン病患者に真摯に向い合おうとする軌跡がたどれる。公立私立を問わず各地の療養所の様子が詳しく報告されているが、特筆されるのは、国際情報に明るいことである。植民地あるいはアジアのハンセン病者への対策など貴重な記録も多い。

太平洋戦争勃発後の一九四二年には楓十字会から「日本救癩協会」と改称し「大東亜共栄圏における救癩」を

より鮮明に打ち出すことになる。活動は戦前戦後のときれがなく、敗戦直前直後も少ないページ数ながら機関誌は刊行を続け、当時の様子を知る貴重資料となっている。本誌のもうひとつ特徴は「婦人救癩戦士」育成が謳われたように、女性キリスト者とくに女学生への啓発を目的としていたことである。

ハンセン病政策に、キリスト者は、女性はどうかわかったのか——本誌から読みとるべきものは多い。公共図書館にまつたく所蔵されていない、近現代における人権問題を考える上で貴重な資料を復刻する。

（不二出版編集部）

より鮮明に打ち出すことになる。活動は戦前戦後のとき

れがなく、敗戦直前直後も少ないページ数ながら機関誌は刊行を続け、当時の様子を知る貴重資料となっている。

本誌のもうひとつ特徴は「婦人救癩戦士」育成が謳われたように、女性キリスト者とくに女学生への啓発を目的としていたことである。

ハンセン病政策に、キリスト者は、女性はどうかわ

ったのか——本誌から読みとるべきものは多い。公共図書館にまつたく所蔵されていない、近現代における人権問題を考える上で貴重な資料を復刻する。

近現代日本ハンセン病関連年表

一八七三年・A・ハンセン、癰菌を発見

一八七五年・漢方医後藤昌文、初のハンセン病専門病院を開設

一八八九年・宣教師テスト・ウード、静岡に神山復生病院開院

一八九七年・第一回ハンセン病国際会議。感染症であると確認

一九〇六年・日蓮宗僧侶・網脇竜妙、山梨に身延深敬病院設立

一九〇七年・「癪予防ニ闘スル件」公布。主に放浪患者が対象

一九〇九年・道府県連合立療養所五カ所設立

一九一五年・全生病院（東京）で断種手術開始

一九一六年・予防法改定。全患者が絶対隔離の対象に

一九三〇年・岡山に初の国立療養所・長島愛生園開園

一九三一年・予防法改定。全患者が絶対隔離が繼續

一九三六年・無癪原運動の本格化

一九三八年・栗生栗泉園（群馬）内に監禁施設・特別病室設置

一九四〇年・国民優生法成立。遺伝性病者への断種が合法化。

一九四一年・予防法改定。全患者が絶対隔離の対象に

一九四六年・無癪原運動の本格化

一九四七年・この頃からプロミンが国内で使用され始める

一九四八年・「救らい事業」团体藤楓協会設立

一九四九年・敗戦。患者にも選挙権

一九五一年・全国の患者の自治組織「全癪患協」設立

一九五二年・「らい予防法」改定

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九五八年・邑久長島大橋架設

一九五六六年・らい予防法廃止

一九五八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

一九六〇年・熊本地裁判決



MTL苑

訪ねる人が少なくありません。私も自分自らを責める事が少くない。何故此事を人々に訴へなかつたかを

三人の園長により隔離必要との国会証言

・藤本事件

一九五二年・「救らい事業」团体藤楓協会設立

一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件

一九五五年・社会復帰開始

一九五八年・邑久長島大橋架設

一九五六六年・らい予防法廃止

一九五八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる

一九六〇年・熊本地裁判決

日本MTL

THE NIPPON
MISSION TO LEPERS

號一 第

昭和十五年九月

九月號

目次

偶 感 一 東

鐵は熟したる時に打つべし

映畫化された「小島の春」は藝術的に見て

もよく出来て居ると云ふ批評を得て、東京では夏枯の八月興行界に異状の盛況を呈して居る。あの映畫の持つ救癩への啓蒙的價値が觀客に如何丈け理解されるかには疑問はあるが

然し、推算して東京丈けでも約五十萬全國では百萬の人々が、救癩事業の運行の一面をそ

の目を通して見、その耳を通して聞いたのだから、それに僅かの補足を與へる丈けでも、事實はより以上の效果をあげ得られるに違ひ

百萬の人々が、救癩事業の運行の一面をそ

の目を通して見、その耳を通して聞いたのだから、それに僅かの補足を與へる丈けでも、事實はより以上の效果をあげ得られるに違ひ

百萬の人々が、救癩事業の運行の一面をそ

の目を通して見、その耳を通して聞いたのだから、それに僅かの補足を與へる丈けでも、事實はより以上の效果をあげ得られるに違ひ

百萬の人々が、救癩事業の運行の一面をそ

の目を通して見、その耳を通して聞いたのだから、それに僅かの補足を與へる丈けでも、事實はより以上の效果をあげ得られるに違ひ

百萬の人々が、救癩事業の運行の一面をそ

の目を通して見、その耳を通して聞いたのだから、それに僅かの補足を與へる丈けでも、事實はより以上の效果をあげ得られるに違ひ

最も同情すべき同胞

の爲めに

小林正金

日本の近代の社會事業は災害のあ

る度を割して發達して居ます。明治

以来に就て見ましても日清、日露兩

役、風水害、米騒動、大正震災等を經て一步々々進んで來て居ります。その目錄から言へば歐米各國に比して劣つて居らぬかも知れませぬ。然しその一つに就ては完成居るのはないやうに考へられます。事業が華かにして最も眼につくやうなものは誰でも向つて行く傾向がありますが然らざるものは仲々進まず、おり勝であります。假令は此の残された大なるトゲを取去らねばならぬとして生れたのであります。人生の最も肝要なる結婚問題に就て日本には先づ癩の系統であると

や否やを調査する事を第一條件とし

て居ります。故に癩といふ響きは我

す。人生の最も肝要なる結婚問題に就

て日本には先づ癩の系統であると

や否やを調査する事を第一條件とし

て居ります。故に癩といふ響きは我

す。

即ち日本の癩を救はねばならぬとし

たのは英、來佛の人々であつて日本

人ではなかつたのであります。然し

救援會社とヤングマン娘等でありま

す。

日本は英、來佛の人々であつて日本

人ではなかつたのであります。然し

救援會社とヤングマン娘等でありま

す。

日本は英、來佛の人々であつて日本</p

ハンセン病をめぐる キリスト者の光と影

——加山久夫

(賀川豊彦記念松沢資料館館長・
明治学院大学名誉教授)

一九二四(大正十三)年一一月九日、東京Y.M.C.A.と賀川豊彦が創設したイエスの友会の有志が全生園を訪ねたのを契機として、翌二五年六月一〇日、日本M.T.L.が設立された。自らの肉体の病のみならず、すさまじいばかりの社会的偏見という二重の重荷を強いられたハンセン病患者の魂に救いをもたらすとともに、この病が「遺伝にあらず、必ず絶滅し得」と、人々を啓発する目的をもって設立された。

しかしそれはまた、明確に隔離政策の支持を標榜しており、いわばハンセン病患者の絶滅を待つ思想でもあつたといえよう。それにより、ハンセン病患者に進んで関与したイエスを範としてその足跡に従うといつておらず、いわばハンセン病患者の絶滅を待つ思想でも他方、「文明国日本」の「國辱」を晴らしたいという、優生主義に立つナショナリズムの思想が見られたことも事実である。

このたびの『日本M.T.L.(楓の蔭)』の復刻は、ハンセン病患者の靈肉の救いに関わろうとしたキリスト者らの働きの光と影を明らかにするであろう。近代日本の悲劇的な歴史を変えることはもはやできないとしても、過去の歴史を正しく認識することによつて、このような不幸な歴史を二度と繰り返さないための楔を打ち込むことに寄与するにちがいない。それはまた、いまなお続く偏見を乗り越えるためにも重要である。

このたびの『日本M.T.L.(楓の蔭)』の復刻は、ハンセン病患者の靈肉の救いに関わろうとしたキリスト者らの働きの光と影を明らかにするであろう。近代日本の悲劇的な歴史を変えることはもはやできないとしても、過去の歴史を正しく認識することによつて、このような不幸な歴史を二度と繰り返さないための楔を打ち込むことに寄与するにちがいない。それはまた、いまなお続く偏見を乗り越えるためにも重要である。

このほど『日本M.T.L.』が復刻される運びとなつた。一九二六年の創刊から、敗戦を挟んで「らい予防法」が改定される一九五三年までの歩みは、まことに興味深い。

特筆すべきは、天皇制ファシズムの猛威吹き荒れる一九四一年に『楓の蔭』への誌名改題をなした前後かト者を動員した。

一九四一年に『楓の蔭』への誌名改題をなした前後か

ら、「救癪」の担い手としての貞明皇后の姿をより前面

ト者を動員した。

このほど『日本M.T.L.』が復刻される運びとなつた。一九二六年の創刊から、敗戦を挟んで「らい予防法」が改定される一九五三年までの歩みは、まことに興味深い。

特筆すべきは、天皇制ファシズムの猛威吹き荒れる一九四一年に『楓の蔭』への誌名改題をなした前後か

ら、「救癪」の担い手としての貞明皇后の姿をより前面

ト者を動員した。

このほど『日本M.T.L.』が復刻される運びとなつた。一九二六年の創刊から、敗戦を挟んで「らい予防法」が改定される一九五三年までの歩みは、まことに興味深い。

特筆すべきは、天皇制ファシズムの猛威吹き荒れる一九四一年に『楓の蔭』への誌名改題をなした前後か

ら、「救癪」の担い手としての貞明皇后の姿をより前面

ト者を動員した。

このほど『日本M.T.L.』が復刻される運びとなつた。一九二六年の創刊から、敗戦を挟んで「らい予防法」が改定される一九五三年までの歩みは、まことに興味深い。

特筆すべきは、天皇制ファシズムの猛威吹き荒れる一九四一年に『楓の蔭』への誌名改題をなした前後か

ら、「救癪」の担い手としての貞明皇后の姿をより前面

ト者を動員した。

日本キリスト教の「救癪事業」と皇室

——片野真佐子

(大阪商業大学教授)

このほど『日本M.T.L.』が復刻される運びとなつた。一九二六年の創刊から、敗戦を挟んで「らい予防法」が改定される一九五三年までの歩みは、まことに興味深い。

楓の蔭

—1—

第一五一第一

の

楓

(可逆便郵便三日一廿月二年八月和昭行)

(昭和八年二月二十日郵便第三種認可)

事實に即する方策

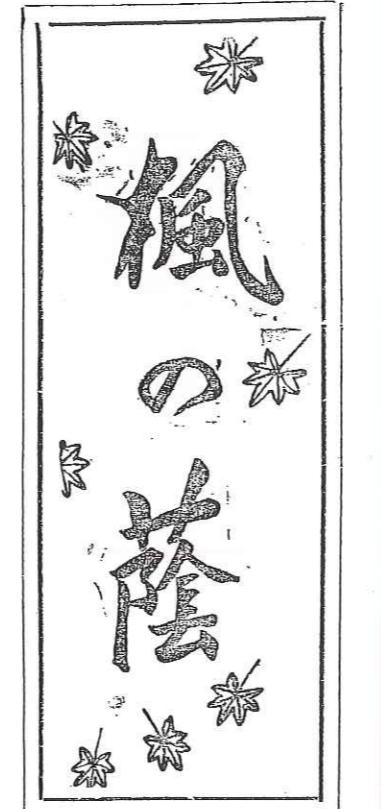
——北中支に於ける救癪施設等について——

先般中北支を視察された光田長島愛生園長の談に據れば、中北支に於ける救癪施設については「從來考へて居たものと異なる方法を以てしなくてはならぬやうである」との事である。これは中支には殆んど病者を見なかつたと云ふ事實(この事は池尻全生園醫官の從軍記にも同様の見解が記されている)と、現地の政治的事情に關連して云はれるやうである。

中華民國の事情については、今こゝに悉しく記し得ないが、既に歐米人が、極めて小規模な救療施設をなしつゝあることは、其地の事情に即して最も可能性のある方策をとりつゝあるのであって、彼等に計畫性の無いわけではないと云ふ事が此度の視察によつて判明したと云はれるのである。

比島に於て、キュリオニ島の六千人を收容せるコロニ

ーの如きは、比島に於ける事實に即しての方法であり、日本に於ける救癪施設は亦日本に於ける事實に即しての



(かやま・ひさお)

號四五一年四月和昭
【錢拾金價定】行發回一月每

全八卷

A4判・B5判／上製／総二、九六八ページ

●編・解説－藤野豊（日本近現代史研究者）

●推薦－内田博文・川上武・神美知宏・斎藤美奈子・徳田靖之・永岡正己

●**予定価**－本体一九〇、〇〇〇円十税

一八七六年から一九四四年までの諸資料一六三点を編集復刻。

●第一回配本＝一〇〇二年六月刊行済

第一卷－一八七六～一九一七年・解説

第二卷－一九一八～一九三一年

第三卷－一九三一～一九三四年

第四卷－一九三五年

●**予定価**－本体一〇〇、〇〇〇円十税

ISBN4-8350-2894-5

●第二回配本＝一〇〇二年一二月刊行済

第五卷－一九三六～一九三七年一月

第六卷－一九三七年三月～一九三八年

第七卷－一九三九～一九四四年

第八卷－帝国議会資料（これのみB5判）

●**予定価**－本体九〇、〇〇〇円十税

ISBN4-8350-2899-6

既刊図書の
ご案内



入園者と厚生省医務局長・官房総務課長との交渉が行われた礼拝堂。会場に入りきれず、外から交渉を見守る入園者。（多磨全生園・1953年6月）

近現代日本
ハンセン病問題
資料集成

既刊

既刊分概要
A4判／上製
●編・解説－藤野豊（日本近現代史研究者）－補巻1～5・8・9・12～15

既刊

●編・解説－藤野豊（日本近現代史研究者）－補巻1～5・8・9・12～15
訓霸浩（真宗大谷派解放運動推進本部委員）－補巻6

既刊

清水寛（障害者問題史研究者）－補巻7
平田勝政（障害者問題史研究者）－補巻8

既刊

江連恭弘（法政大学第二中高等学校教諭）－補巻9
大竹章（全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局嘱託）－補巻10

既刊

●第一回配本＝一〇〇四年九月刊行済
ISBN4-8350-5420-2

●第二回配本＝一〇〇五年九月刊行済
ISBN4-8350-5423-7

●第三回配本＝一〇〇五年一月刊行済
ISBN4-8350-5423-7

●第四回配本＝一〇〇六年一月刊行済
ISBN4-8350-5423-7

●第五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5574-8

●第六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十一回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十二回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十三回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十四回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第十九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第二十回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第二十五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第二十六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第二十七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第二十八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第二十九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十一回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十二回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十三回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十四回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第三十九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十一回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十二回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十三回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十四回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第四十九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第五十回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第五十五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第五十六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第五十七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第五十八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第五十九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第六十回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第六十五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第六十六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第六十七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第六十八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第六十九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第七十回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第七十五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第七十六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第七十七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第七十八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第七十九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第八十回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第八十五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第八十六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第八十七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第八十八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第八十九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第九十回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第九十五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第九十六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第九十七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第九十八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第九十九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百一回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百二回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百三回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百四回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百五回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百六回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百七回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百八回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百九回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百一回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

●第一百二回配本＝一〇〇七年五月刊行済
ISBN4-8350-5578-7

16～
19
補卷

日本MTL(日本救癩協会)機関誌
日本MTL(復刻版)

B5判／上製／総約一、六八八ページ

●解説－平田勝政(長崎大学教授)

●推薦－加山久夫・片野真佐子

●予定価－本体八〇、〇〇〇円十税

●別冊－解説・総目次・索引
別冊のみ分売可／一、八〇〇円十税 ISBN978-4-83350-5692-0

概要
(第六回配本)

補巻16－『日本MTL』第一号～第四六号

一九二六年三月～一九三四年三月

補巻17－『日本MTL』第四七号～第九三号

一九三五年一月～一九三八年三月

補巻18－『日本MTL』第九四号～第二六四号

一九三九年一月～一九四〇年二月

『楓の蔭』第二七号～第二七〇号

一九四一年一月～一九四五年一〇月

補巻19－『楓の蔭』第二七二号～第二六四号

一九四六年一月～一九五三年三月

●予定価－本体八〇、〇〇〇円十税

一〇〇九年五月刊行 ISBN978-4-83350-5681-6

第
七
十一
號



昭和十二年一月

表示価格は、全て税別。

●病者の人権問題資料集成

シリーズ1 近現代日本ハンセン病問題資料集成

戦前編(全八卷既刊)

シリーズ2 近現代日本ハンセン病問題資料集成

戦後編(全一〇卷既刊)

シリーズ3 近現代日本ハンセン病問題資料集成

補巻(全一九卷刊行中)

シリーズ4 知的・身体障害者問題資料集成

戦前編(全一六卷既刊)

不出版

〒113-0023 東京都文京区向丘1-2-12

電話 03-3812-4433

ファクシミリ(03)3812-4464

振替 00160-2-94084